

船舶事故調査報告書

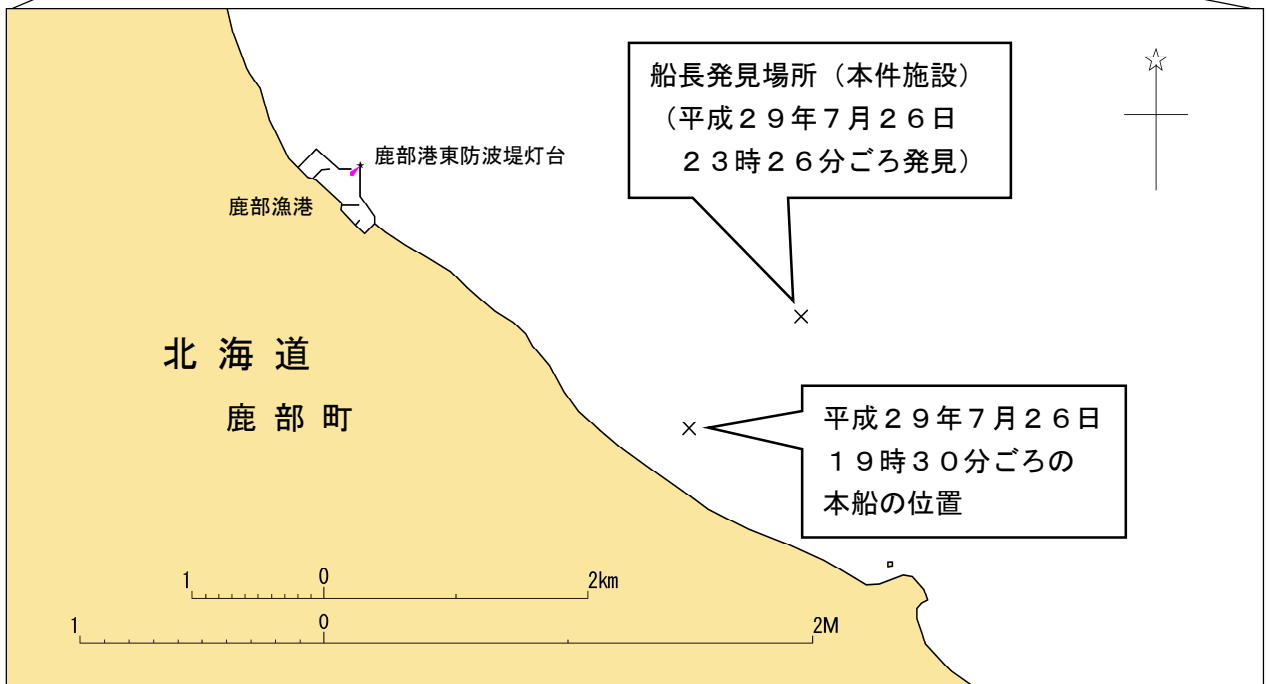
平成30年3月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年7月26日 15時ごろ～17時ごろの間）
発生場所	北海道鹿部町鹿部漁港東南東方沖 鹿部港東防波堤灯台から真方位109° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯42° 01.5′ 東経140° 52.1′）
事故の概要	漁船第二十八幸喜丸は、漂泊中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年7月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八幸喜丸、9.1トン HK2-22340（漁船登録番号）、個人所有 14.09m（Lr）×3.77m×1.24m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、平成3年9月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年11月20日 免許証交付日 平成24年8月30日 （平成29年11月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、水温 約21℃ 日没時刻：19時03分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成29年7月26日14時ごろ鹿部漁港を出港し、‘同漁港東南東方約1.9M付近に設置されているほたて養殖施設’（以下「本件施設」という。）に向かった。 船長の所属する漁業協同組合の組合員（以下「僚船船長」という。）は、14時ごろ、自宅の倉庫前から、本船が、本件施設の方向に向かって航行するところを見掛けた。 船長の家族は、15時ごろ船長から電話で連絡を受けたが、17時

	<p>ごろ電話を掛けたところ、連絡が取れなかった。</p> <p>僚船船長は、19時30分ごろ、船長の家族から、本船は陸岸から見えているが船長に連絡しても応答がない旨を聞き、自宅前から海上を確認すると、本件施設の南西約1.2kmにあるこんぶ養殖施設付近に、日没後にもかかわらず、作業灯を点灯せずに漂泊している本船を視認した。</p> <p>僚船船長は、所有する漁船の漁業無線で本船に呼び掛けたが、応答がなく、船長の家族及び船長の知人と共に、所有する漁船で本船に向かい、船内を確認したが、無人であったので、20時15分ごろ、船長が行方不明であると漁業協同組合に連絡した。</p> <p>23時26分ごろ、捜索中の公益社団法人日本水難救済会鹿部救難所の所属船が、本件施設の‘桁の深さを調整する浮き球’（以下「調整玉」という。）が不自然に沈んでいる部分を引き揚げたところ、船長が、足首に、‘調整玉を桁に繋ぐためのロープ’（以下「本件ロープ」という。）が絡まった状態で発見された。</p> <p>船長は、搬送された病院で、溺死と検案された。</p> <p>本船は、船長の知人の操船で、鹿部漁港へ戻った。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 本件施設概要図、写真1 本船の状況、写真2 本件ロープ及び調整玉 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の知人は、船長の足首に本件ロープが絡まっていたので、本事故時船長は、本件施設の桁を海中から引き揚げ、本件ロープや調整玉を掃除したり、桁に調整玉を追加して浮力を調整する作業を行った後、引き揚げた桁を海中に戻す際、足首に本件ロープが絡まり、本件ロープと共に落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん、1人でそれらの作業を行っていた。</p> <p>船長は、ふだん、救命胴衣を着用していたが、救助されたとき、救命胴衣を着用しておらず、通常、救命胴衣の下に着用するかっぱも着用していなかった。</p> <p>本件施設の桁は、本事故当時、海面から約13mの深さに沈められており、本件ロープや調整玉も海面下に沈んでいた。</p> <p>船長が作業をしていたと思われる、本船の後部甲板右舷側のブルワークは、高さが約67cm、幅が約30cmであった。</p> <p>本船の後部甲板右舷側にあるドラムは、主機の油圧で駆動するもので、船内確認時、主機は中立運転の状態であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は溺死した。</p> <p>本船は、15時ごろ、船長が、船長の家族に電話連絡をし、17時</p>

	<p>ごろから、船長と連絡が取れなくなったことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件施設付近で漂泊中、船長が、引き揚げた桁を海中に戻す際、足首に本件ロープが絡まり、本件ロープと共に落水して溺水したものと考えられるが、落水した状況及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救助されたとき、救命胴衣を着用していなかったが、通常、救命胴衣の下に着用するかっぱも着用していなかったことから、落水してから救助されるまでの間に、救命胴衣及びかっぱが脱げた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件施設付近で漂泊中、船長が、引き揚げた桁を海中に戻す際、足首に本件ロープが絡まり、本件ロープと共に落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具を海中に投入する場合には、ロープ等が手足に絡まないよう、十分注意すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本件施設概要図

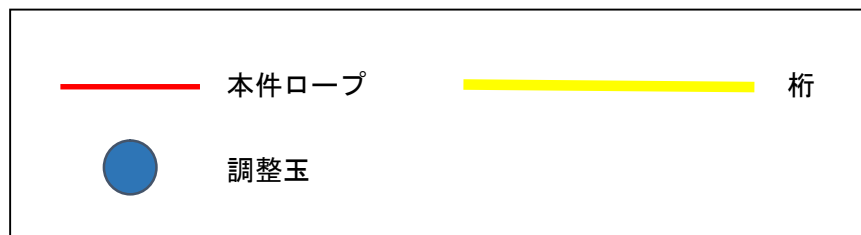
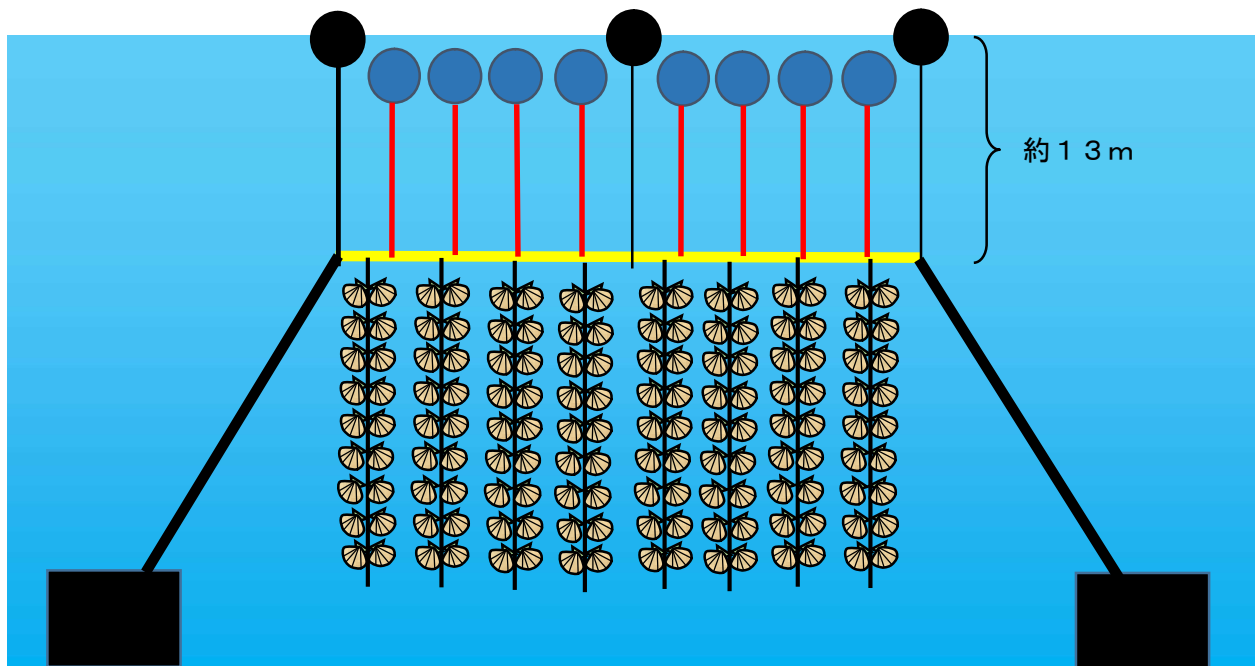


写真1 本船の状況



写真2 本件ロープ及び調整玉

